

意見書

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書

国民健康保険は 1958 年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第 25 条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者が増え、さらに青年の非正規雇用者の加入なども増えています。そのため国民健康保険は、事実上、低所得者で他の医療保険に入れない人々の医療保険となっています。ところが、加入者の所得は低下しているにもかかわらず、年々保険料（税）が上がり、支払いが困難となっている世帯が増えています。国民健康保険には、被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めているが、その減額が各自治体に大きな困難をもたらしています。

当町国保会計では、平成 20 年度決算で累積赤字は 3 億 8,000 万円を計上し、内 2 億 2,000 万円は滞納となっています。さらに、平成 22 年度より平均で 12.8% の値上げを実施し、赤字の克服をめざすとしているが、かえって滞納が増加するのではないかと心配も尽きません。

保険料（税）が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。1984 年までは、一般被保険者のかかった医療費の

45% が国庫負担であったが、それ以降引き下げられました。また、全額国庫負担であった市町村国民健康保険の事務負担金が廃止されました。さらに低所得者の保険料減額のための公費も、全額国庫負担であったものを半減させました。それらの結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、従来の約 50% から現在では 25% に半減しています。

よって、国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 22 年 6 月 18 日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 長 妻 昭 様

意見書

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

平成 21 年度大学等卒業予定者の就職内定率は、今年 5 月時点で 91.8% となり、前年同期比 3.9% 減で過去最低となりました。社会人として第一歩を踏み出す時に職業に就けないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

こうした中で、大企業を中心にした「新卒優先採用」の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な「新卒」の立場を続けるためにあえて留年する「希望留年者」を生み出しています。今春、就職未定の新卒者は大学・高校卒などで約 20 万人とも推計されていますが、この推計には希望留年者は含まれていないため、「未就職新卒者」は実質的に 20 万人以上に上るとみられます。

また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいくにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で、中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足している—といった雇用のミスマッチ（不適合）解消も喫緊の課題といえます。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、速やかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略をはじめ、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきです。特に、未就職新卒者の支援策を早急に実施するよう、政府に対して以下の項目を強く要請します。

記

- 1 大企業を中心とした「新卒優先採用」という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、卒業後 3 年間は『新卒』扱いにするなど、企業、大学の間で新しいルールを策定すること。
- 2 大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結び付けるための情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設するなど、雇用のミスマッチを解消すること。
- 3 青年の職業紹介と職業訓練を抜本的に充実させること。
- 4 生活保障つきの職業訓練、奨学金の返還免除など、仕事探しをサポートすること。
- 5 学生が学業と就職活動を両立できるようルールをつくること。
- 6 学校教育の中で、就職準備活動として憲法や労働基準法の学習を位置づけこれを進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 22 年 6 月 18 日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 長 妻 昭 様
文部科学大臣 川 端 達 夫 様
経済産業大臣 直 嶋 正 行 様

議会の傍聴にお越しく下さい！

定例会は 3 月・6 月・9 月・12 月の年 4 回開かれます。
この他、臨時会も必要に応じて開かれます。

議会はみなさんに公開しています。
気軽に来てください。

次回の定例会は 9 月に開かれます。

日程については 9 月上旬に議会事務局にお問い合わせください。
(議会招集告示後に広陵町ホームページに掲載)